美保南地区公民館運営委員会会則

(運営委員会の設置)

第1条 鳥取市公民館条例施行規則(昭和45年鳥取市教育委員会規則第1号、以下「規則」という。)第6条第1項の規定により、美保南地区公民館に美保南地区公民館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(委員)

- 第2条 委員の定数は、規則第6条第2項の規定により20名以内とし、次の各号に掲げる者の中から館長が委嘱する。
 - (1) 公民館各種学級、講座、ボランティア及びグループ活動等参加者
 - (2) 美保南地区区長会及び各種団体代表者等で別表に掲げる者
 - (3) 美保南地区に居住する者で、公民館活動に深い見識を有する者
- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(委員の任務)

- 第3条 委員は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域の社会教育、文化及び社会体育行事等の実施並びに奨励に関すること。
 - (2) 地域の社会教育のための各種学級、講座の開設及び運営に関すること。
 - (3) 地域の社会教育関係団体の奨励・援助に関すること。
 - (4) 地域コミュニティの推進に関すること。
 - (5) 公民館の運営及び管理に関すること。

(運営委員長及び運営副委員長)

- 第4条 運営委員会に、運営委員長1名及び運営副委員長1名を置く。
- 2 運営委員長及び運営副委員長は、委員の互選による。
- 3 運営委員長は、会務を総理する。
- 4 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるとき又は運営委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

- 第5条 会議は、運営委員長が招集し、運営委員長が議長となる。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは運営委員長がこれを決する。

(運営委員会の庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、美保南地区公民館において処理する。

(運営委員会への委任)

第7条 会則に定めのない事項は、別途運営委員会で定める。

附 則

- 1 この会則は、平成21年1月17日に公布し、平成21年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年5月1日施行「美保南地区公民館運営委員会規約」は、廃止する。

別 表

- ・美保南地区区長会長及び副会長
- · 美保南地区社会福祉協議会長
- 美保南地区体育振興会長
- · 鳥取市美保南地区民生·児童委員協議会長
- · 美保南地区青少年育成協議会長
- ・美保南老人クラブ新生会長
- ・美保南地区健康づくり推進員会長
- ・美保南地区子ども会育成協議会長
- 美保南小学校育友会長

美保南地区公民館運営委員会運営細則

(総 則)

第1条 美保南地区公民館運営委員会の運営については、美保南地区公民館運営委員会会則(以下「会則」という。)の規定によるほか、以下に定めるところによるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 会則第2条第2号ただし書による補欠委員は、毎年度当初に委嘱するものとする。

(委員の任務)

- 第3条 会則第3条第5号「公民館の運営及び管理に関する事項」は、以下のとおりとする。
 - (1)会則、規程等の制定及び改廃
 - (2) 公民館の運営指針に関すること。
 - (3) 事業実施計画及び予算に関すること。
 - (4) 事業の実施及び予算の執行に関すること。
 - (5) その他公民館の運営管理に関すること。

(会 議)

第4条 会則第5条に定める会議は、定例会及び臨時会とする。

(定 例 会)

- 第5条 定例会は、毎年4月に開催し、以下に掲げる事項を審議する。
 - (1)会則、規程等の制定及び改廃
 - (2) 公民館運営指針及び事業計画並びに予算の承認
 - (3) 事業報告及び決算の承認
 - (4) 会則第4条に基づく運営委員長及び運営副委員長の選出
 - (5) その他運営委員会及び館長が必要と認めた事項

(臨 時 会)

第6条 運営委員長及び館長が必要と認めたとき並びに委員から開催の要請があったときは、臨 時会を開催するものとする。

(会計の監査)

- 第7条 運営委員長は、第5条第3号の決算の承認にあたって、監査委員を選任し、会計監査を 行わせるものとする。
- 2 監査委員は、2名とし、委員の中から運営委員長が指名する。
- 3 監査委員は、公民館の運営に係わる会計を監査し、運営委員会に報告するものとする。

(その他)

第8条 この運営細則に定めのない事項は、運営委員会で定めるものとする。

附 則

この運営細則は、平成21年1月17日に公布し、平成21年4月1日から施行する。

美保南地区公民館会計規程

(総 則)

第1条 美保南地区公民館会計の取り扱いについては、鳥取市会計規則(昭和39年鳥取市規約 第5号。以下「会計規則」という。)の規定によるほか、以下に定めるところによるもの とする。

(会計年度)

第2条 本会の会計年度は、会計規則の定めるところによる。

(会計区分)

- 第3条 本会の会計区分は、一般会計及び特別会計とする。
- 2 一般会計は、公民館活動経費及び管理運営経費を処理するものとする。ただし、鳥取市 が直接負担する経費を除く。
- 3 特別会計は、公民館の運営に関し、特別な資金をもって行う事業等に要する経費を処理 するものとする。

(収入及び支出)

- 第4条 収入は、補助金、委託金、地区交付金、寄付金及びその他の収入とする。
- 2 支出は、活動及び管理運営に関する経費のほか、特別な資金をもって行う事業等に要す る経費とする。

(予算・決算書の作成)

第5条 館長は、毎年度予算書及び決算書を作成し、運営委員会の承認を得るものとする。

(適正な管理)

第6条 館長は、会計規則及び公金の管理に関する通達等を遵守し、効率的執行に努めるものと する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項は、運営委員会で定めるものとする。

附 則

この会計規程は、平成21年1月17日に公布し、平成21年4月1日から施行する。